実施方針に関する意見書への回答

|    |     |     | る意見 |     |      |   |  |  |
|----|-----|-----|-----|-----|------|---|--|--|
| No | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細項目  | 項目名                                       | 意見内容   | 意見への回答   |
| 1  | 3   | 1   | (1) | Н   |      | 対象施設                                      | 既存流用可能施設及び既存流用施設について維持管理を実施していく上での各施設の性能は確保されているとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 2  | 3   | 1   | (1) | I   |      | 対象施設                                      | 新設対象施設となっている1-1導水施設は山口県の施設であり、今回導水管の更新工事を行いますが、施設維持管理業務の対象外との認識でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 3  | 3   | 1   | (1) | オ   | (ア)b | 対象施設および工事                                 | c 水道事業変更認可にかかる業務の主は貴市であり、事業者は必要な図書の作成のみとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 4  | 3   | 1   | (1) | I   |      | 既設流用施<br>設(場外監<br>視制御シス<br>元ム受変電<br>設備 等) | 場外監視制御システムや受変電設備の流用を検討するために、現状、要求水準の54ページに記載の閲覧資料全部を提示頂けないでしょうか。せめて、データ閲覧となっている資料だけでも提示して頂けないでしょうか。  | 閲覧可能資料については、制限付きですが<br>貸出を認めます(一部貸出不可のものもあ<br>ります。)。閲覧の際に、希望する資料を<br>申し出てください。 |
| 5  | 4   | 1   | (1) | t   |      | 施設維持管理業務                                  | 表中の△印は、「本市の指示により行う業務とする」とありますが、一例としていでのような業務であるとの理解でよろしいでしょうか。深夜(又は休日)、中央監視室にて〇〇配水場の「水位低」警報発報。直下の△△ポンプ場のポンプは運転中であることを確認。事業者より本市職員に状況を報告。本市職員から事業者に対し、遠隔操作にてよいる当時であるように指示。この指示に基づき、中央監視室から△△ポンプを事業者が遠隔操作にて運転停止。 | ご理解のとおりです。   |

| No | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細項目 | 項目名          | 意見内容  | 意見への回答  |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|---|---|
| 6  | 5   | 1   | (1) | +   |     | 事業者の収<br>入   | 事業者の収入のうち、設計業務費及び建設<br>工事費については、民間事業者の提案によ<br>る工程に基づき、各年度毎に出来形部分及<br>び工事現場に搬入済みの材料に相当する請<br>負代金の額に対する部分払を受けることが<br>できるとの理解でよろしいでしょうか。 | 公募要項等で示します。   |
| 7  | 5   | 1   | (1) | +   |     | 事業者の収<br>入   | 事業者の収入のうち、施設維持管理業務に<br>係るサービス対価は、提案する維持管理費<br>計画に基づき検収期間毎に変動する(延払<br>ではない)という理解でよろしいでしょう<br>か。  | 公募要項等で示します。   |
| 8  | 5   | 1   | (1) | ケ   | (ア) | 施設等の立<br>地条件 | 浄水場の敷地内は、行政財産使用許可申請<br>書の提出は不要との理解でよろしいでしょ<br>うか。   | 浄水場の敷地内においても、現場事務所等<br>の本事業に関わるもので、本市の土地を使<br>用する場合は、下関市上下水道局会計規程<br>に従い、行政財産使用許可申請書の提出が<br>必要です。 |
| 9  | 5   | 1   | (1) | ケ   | (ア) | 施設等の立<br>地条件 | 浄水場の敷地内は、使用料は無料との理解でよろしいでしょうか。必要である場合、<br>提案価格に含める必要が有りますが、使用<br>料金ならびに減免による減額幅をご教示願<br>います。  | 土地の使用料については減免申請書を提出することで、減免することができます。<br>なお、使用料の減免額については、現場事<br>務所等の本事業に関わるものであれば全額<br>とします。      |
| 10 | 5   | 1   | (1) | ク   |     | 事業期間         | 「ただし、建設工事が早期に完了し、施設の供用開始を早められる場合は、施設維持管理業務の開始時期を早めることとする。」とありますが、貴市として維持管理業務開始を早めることがご希望であれば、どの程度早めればどの程度評価するのかを明確に評価基準でお示し願います。      | 優先交渉権者の選定に係る評価の概要については、公募要項等で示します。  |

|    | 0 55 | I          | I     | I= - | L        |                                  |   | 辛日・ の日体   |
|----|------|------------|-------|------|----------|----------------------------------|---|---|
| No | ページ  | <u>大垻日</u> | 円 項 目 | 小埧目  | <u> </u> | 項目名                              | 意見内容 図面北西部の敷地境界内にあって最終的な  | 意見への回答<br>図-3建設可能用地の着色部(緑色)につい  |
| 11 | 6    | 1          | (1)   | ケ    |          | 図−2 建設可<br>能用地                   | 建設可能用地の着色部 ( 黄色) でない山側斜面の道路との接続部の土地は工事期間中に資材置場に使用することは可能でしょうか。                    | ては、建設期間中仮置き可能用地です。ただし、当該敷地に隣接する中国電力(株)の鉄塔の保守点検に支障が生じないよう配慮していただく必要があります。  |
| 12 | 6    | 1          | (1)   | п    |          | 表一 1<br>浄水処理方<br>法               | 表一1の新設施設浄水処理方法に、生物接触ろ過の表現がありますが、必須処理フローは、凝集(粉末活性炭)+沈殿+急速ろ過だと思いますので、表記の修正をお願い致します。 | 表-1の欄外に、「生物接触ろ過(上向流)<br>+凝集(+粉末活性炭)+沈殿+急速ろ過<br>を想定しているが、これに限らず要求水準<br>(浄水水質)の達成が可能な処理フローが<br>あればそれを認めるものとする。この場<br>合、「凝集+沈殿+急速ろ過」は必須と<br>し、追加処理フローは事業者提案とす<br>る。」と示していますので、表記の修正は<br>不要と考えています。 |
| 13 | 7    | 1          | (1)   | ť    |          | 事業に必要と<br>される関係法<br>令、規則、要<br>綱等 | 遵守すべき関係法令、条例、規則及び要綱について「最新のもの」とは、公募要項等の公表がなされた時点と考えて宜しいでしょうか。                     | 基本的には最新のものを遵守していただく<br>ことになりますが、公募時点と内容が異な<br>る場合の対応は協議事項と考えています。   |
| 14 | 7    | 1          | (2)   |      |          | 表-2 事業ス<br>ケジュール                 | 「設計・建設工事期間」の設計完了期間は<br>事業者提案によるとの理解でよろしいで<br>しょうか。                                | ご理解のとおりです。ただし、建設工事期間の終期、施設維持管理期間の開始時期等の事業スケジュールに影響を与えないようにして下さい。  |

| No | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細項目 | 項目名                           | 意見内容  | 意見への回答   |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------------------------|---|--|
| 15 | 7   | 1   | (2) |     |     | 事業スケ<br>ジュール                  | 設計・建設工事期間が約15年間と長期<br>なっており、専任技術者の変更等が可能と<br>なる基準を設けて頂くことはできないで<br>しょうか。  | 国土交通省通知の「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき本市が認めた場合は監理技術者又は主任技術者の変更は可能です。なお、交代の時期は、本市との協議によります。                   |
| 16 | 8   | 2   | (2) |     |     | 事業者選定<br>の体制                  | (2)事業者選定の体制について、基礎審査を「本市にて行う」との記載ですが、基礎審査においても「公平性、透明性を確保するとともに、客観的な審査を行うため」下関市上下水道審議会に諮るのが望ましいと考えます。                         | 基礎審査は要求水準を満たしているか等の基礎的な審査のため本市が実施します。  |
| 17 | 8   | 2   | (2) | ア   |     | 事業者の選<br>定の体制                 | 応募資格、基礎審査、定量化審査(価格評価)は、本市が行う。とありますが、基礎審査の前段階にて「技術交渉」の場を設けて対話の機会を設けるべきと考えます。これだけの規模の事業であれば、限られた書面のやり取りだけで内容すべてを理解することは困難と考えます。 | 公募要項等の説明会、現地見学会及び公募<br>要項等の質問の受付・回答は行いますが、<br>その他優先交渉権者との提案内容、契約金<br>額の調整以外の官民対話は行いません。            |
| 18 | 9   | 2   | (3) | イ   | (才) |                               | 本事業に係る支援業務に関与した者でない<br>こと」とありますが、具体的な企業名等に<br>ついては後日開示いただけるとの理解でよ<br>ろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 19 | 9   | 2   | (3) | ゥ   |     | 設計業務を<br>行う構成企<br>業に必要な<br>資格 | 設計企業に参加資格を求めるのであれば、<br>建設JVの中に設計企業を含めるべきと思います。また、設計・建設工事期間中に設<br>計業務委託した設計企業は、テクリスへの<br>登録が可能なのでしょうか。                         | 設計企業については、応募グループの構成<br>企業として、参加資格を設け、基本協定・<br>基本契約を締結することを想定していま<br>す。設計業務のテクリス登録については、<br>任意とします。 |

| No | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細項目 | 項目名           | 意見内容   | 意見への回答  |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------|--|---|
| 20 | 9   | 2   | (3) | ア   |     | 入札参加者<br>の構成等 | 「建設JVを結成すること」とありますが、<br>設計企業を建設JVに含めた方が、構成企業<br>内で対等かつ円滑に業務を進めることがで<br>きると考えます。そのため、設計企業を建<br>設JVに含めていただきますようお願いいた<br>します。 | 設計企業については、応募グループの構成<br>企業として、基本協定・基本契約を締結す<br>ることを想定しています。                            |
| 21 | 9   | 2   | (3) | ア   | (ク) | 入札参加者<br>の構成等 | 乙混合型) で良いと考えていますが、甲型   | 建設JVは任意の型式とし、甲型の場合では、構成員数が2社の場合は30%、3社の場合は20%を下回らないようにして下さい。                          |
| 22 | 10  | 2   | (3) |     |     | 参加資格要<br>件    | 建設企業各工事の、監理技術者又は主任技<br>術者は、長期間工事のため途中交代も認め<br>て頂きたい。   | 国土交通省通知の「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき本市が認めた場合は、<br>監理技術者又は主任技術者の変更は可能です。なお、交代の時期は、本市との協議によります。 |
| 23 | 10  | 2   | (3) |     |     | 参加資格要<br>件    | 建設企業が乙型組成の場合、監理技術者又は主任技術者は、担当工事の施工期間中の配置と理解します。  | ご理解のとおりです。  |
| 24 | 10  | 2   | (3) | ゥ   | (カ) |               | 設計業務の管理技術者の配置は基本・実施<br>設計期間のみでよいでしょうか。   | 要求水準書で示す設計業務の履行期間は、<br>管理技術者の配置が必要です。   |
| 25 | 10  | 2   | (3) | н   | (オ) |               | 「建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を選任で配置すること」とありますが、申請する配置予定技術者は複数名でよいとの認識でよろしいでしょうか。   | 公募要項等で示します。   |

| No | ページ | 十百日 | 山頂日 | 小百日             | 细百日          | 項目名                             | 意見内容   | 意見への回答  |
|----|-----|-----|-----|-----------------|--------------|---------------------------------|--|---|
| 26 | 10  | 2   | (3) | <u>小块口</u><br>工 | ( <b>+</b> ) | 土木建築工                           | 建設JVとして、乙型のJV組成を考えています。基本設計及び詳細設計を行う期間で建設工事を行っていない場合は専任を要しな                            | ご理解のとおりです。  |
| 27 | 10  | 2   | (3) | Н               |              | 入札参加資<br>格要件                    | 建設企業には建業法の監理技術者又は主任技術者を専任で配置することを求められていますが、設計・工事期間が約15年と長期に渡るため、途中交代が可能との理解でよろしいでしょうか。 | 国土交通省通知の「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき本市が認めた場合は監理技術者又は主任技術者の変更は可能です。なお、交代の時期は、本市との協議によります。      |
| 28 | 10  | 2   | (3) | н               |              | 入札参加資<br>格要件配置<br>技術者につい<br>て   | 建設JVを乙型のJV組成とする場合は、建設JVの監理技術者は全工事期間配属する必要があるわけではなく、「担当工事の期間のみの配置をすれば良い」との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。  |
| 29 | 11  | 2   | (3) | カ               |              | 機械設備工<br>事を行う構成<br>企業に必要な<br>資格 | 5,000m3/日以上の浄水場の機械設備設置工事を施工し、引き渡した実績の建設工事の種類は機械設備設置工事又は水道施設工事との理解でよろしいでしょうか。           | ご理解のとおりです。  |
| 30 | 11  | 2   | (3) | カ               |              | 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること  | 建設企業の監理技術者又は主任技術者は工場製作期間と現場工事期間では技術者の変更が可能との理解でよろしいでしょうか。                              | 国土交通省通知の「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき本市が認めた場合は、<br>監理技術者又は主任技術者の変更は可能です。なお、交代の時期は、本市との協議によります。 |

| No | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細項目 | 項目名                               | 意見内容   | 意見への回答  |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------------------------------|--|---|
| 31 | 12  | 2   | (5) |     |     | 事業者の募<br>集及び選定ス<br>ケジュール          | 内閣府 PPP/PFI推進室が公表している、『PFI事業実施プロセスに関するガイドライン(平成30年10月23日改正)』において示されている事業者選定フローで、今回の貴市の事業はP5(ステップ4 4-1 ①-2 競争的対話方式)に該当すると思われます。 そのフローでは『競争的対話(要求水準書等の作成(調整)及び提案内容の確認・交渉を行うための対話)複数回実施』を行う事が規定されていますが、本事業において、どのタイミングで実施されるかをお示し下さい。 | 公募要項等の説明会、現地見学会及び公募<br>要項等の質問の受付・回答は行いますが、<br>その他優先交渉権者との提案内容、契約金<br>額の調整以外の官民対話は行いません。 |
| 32 | 12  | 2   | (5) |     |     | 事業者の募<br>集及び選定ス<br>ケジュール          | 内閣府 PPP/PFI推進室が公表している、『PFI事業実施プロセスに関するガイドライン(平成30年10月23日改正)』において示されている事業者選定フローで、今回の貴市の事業はP5(ステップ4 4-1 ①-2 競争的対話方式)に該当すると思われます。 そのフローでは優先交渉権者の決定後に『提案内容、契約金額の調整』があります。本事業の選定においても、『提案内容、入札金額の調整』の機会が設けられるとの理解でよろしいでしょうか。            | ご理解のとおりです。  |
| 33 | 12  | 2   | (3) | þ   |     | 施設維持管<br>理業務を行う<br>構成企業に必<br>要な資格 |  | 施設維持管理業務を統括する構成企業については、維持管理JVの代表構成員となることを条件としていません。                                     |

| No | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細項目 | 項目名                                   | 意見内容   | 意見への回答  |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------------------------------|--|---|
| 34 | 12  | 2   | (5) |     |     | 事業者の募<br>集及び選定<br>スケジュー<br>ル          | 提案書受付前に、「官民対話」の場を設け<br>て頂く事は出来ないでしょうか。   | 公募要項等の説明会、現地見学会及び公募<br>要項等の質問の受付・回答は行いますが、<br>その他優先交渉権者との提案内容、契約金<br>額の調整以外の官民対話は行いません。 |
| 35 | 12  | 2   | (4) |     |     | 地元企業へ<br>の優先発注<br>及び市内産<br>品の優先活<br>用 | 市内業者への優先的発注は、二次、三次以<br>降でも評価して頂くよう、お願い致しま<br>す。                                | 公募要項等で示します。   |
| 36 | 12  | 2   | (4) |     |     | 地元企業へ<br>の優先発注<br>及び市内産<br>品の優先活<br>用 | 資材等については本社が市外であっても評価して頂くよう、お願い致します。  | 公募要項等で示します。   |
| 37 | 13  | 3   | (1) | 1   |     | 事業契約の<br>締結                           | 施設維持管理業務委託契約の締結時期は施設維持管理業務の開始前の1年前程度を想定しております。このような理解でよろしいでしょうか。               | 施設維持管理業務委託契約の締結時期は、<br>基本契約に基づき建設工事請負契約と同時<br>と考えております。                                 |
| 38 | 13  | 3   | (4) | ア、イ |     | 事業のモニタ<br>リング                         |  | 現時点ではモニタリング業務自体を外部委<br>託する予定はありません。   |
| 39 | 13  | 3   | (4) | ア   |     | 事業の実施<br>状況の監視                        | 事業契約とは、基本契約、建設工事請負契<br>約及び施設維持管理業務委託契約を示すも<br>のと考えております。このような理解でよ<br>ろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。  |

| No | ページ                | 大項目 | 中項目 | 小項目       | 細項目 | 項目名          | 意見内容   | 意見への回答   |
|----|--------------------|-----|-----|-----------|-----|--------------|--|--|
| 40 | 16                 | 4   | (3) | ウ         |     | その他の支援に関する事項 | 厚生労働省の補助金等に係る財産処分申請<br>を行う撤去施設はないとの理解でよろしい<br>でしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 41 | 16                 | 4   | (3) | ゥ         |     | その他の支援に関する事項 | 本事業は水道施設整備費国庫補助金交付の<br>対象事業でしょうか。  | 現時点では対象事業ではありません。  |
| 42 | -                  | 1   | 1   | 1         | -   | 想定する事業実施は制   | 設計・建設工事期間中、設計企業が建設J<br>Vとの設計業務委託を結ぶ形となっております。しかし、本案件は設計・施工の案件<br>であり設計責任の所在を明確にするため、<br>設計企業を建設JVへ含むべきと考えます。       | 設計企業については、応募グループの構成<br>企業として、基本協定・基本契約を締結す<br>ることを想定しています。 |
| 43 | 10 <sup>~</sup> 12 | 2   | (3) | エ、オ、カ、キ、ク | (ウ) |              | 募集日時点の下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿における(以下略)」とあります。募集日時点とは、公募要項等の公表との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 44 | 別紙1                |     |     |           |     | 想定する業務       | 「建設JV及び維持管理JVの代表構成員は施工能力の大きい構成企業とし」と記載されておりますが、建設JVは乙型を想定しており、請負金額に関係なく、機械設備工事企業が建設JVの代表構成員になることも可能との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。   |

| No | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細項目 | 項目名            | 意見内容   | 意見への回答  |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|----------------|--|---|
| 45 | 別紙1 |     |     |     |     | 想定する業務実施体制     | 「建設JV及び維持管理JVの代表構成員は施工能力の大きい構成企業とし」と記載されておりますが、維持管理JVは甲型又は乙型を想定しており、統括する構成企業の出資比率又は委託金額が少ない場合は、統括する構成企業が必ずしも代表構成員になる必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。  |
| 46 | 別紙1 |     |     |     |     | 想定する業務実施体制     | 体制図の下に、建設JVと維持管理JVの代表<br>構成員は(以下略)とありますが、代表構<br>成員の定義がありません。定義を明確にし<br>ていただきたく存じます。  | 建設JV及び維持管理JVの代表構成員の定義としましては、「工事(業務)の施工(履行)に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するもの。」となります。 |
| 47 | 別紙1 |     |     |     |     | 想定する業務<br>実施体制 | 「想定する事業実施体制」の図において、<br>基本契約は事業者と締結する図になっていますが、P.13では優先交渉権者と基本契約<br>を締結するとあります。優先交渉権者とは<br>構成企業の全企業を指しているとの理解でよろしいでしょうか。                  | ご理解のとおりです。  |
| 48 | 別紙1 |     |     |     |     | 想定する事業実施体制     | 維持管理JV は任意の型式( 乙型、甲型、甲乙混合型) で良いと考えていますが、甲型又は甲乙混合型の場合の最低出資比率は任意でよろしいでしょうか。  | 維持管理JVは任意の型式とし、甲型の場合では、構成員数が2社の場合は30%、3社の場合は20%を下回らないようにして下さい。  |

| No | ページ | 大項目  | 中項目 | 小項目 | 細項目    | 項目名            | 意見内容  | 意見への回答   |
|----|-----|------|-----|-----|--------|----------------|---|--|
| 49 | 別紙1 |      |     |     | TW-X I | 想定する事業<br>実施体制 | 設計業務について、建設JVより設計業務について、建設JVより設計業務を行う構成を行う構成を指述の場合、設計業務を1社に下請け委託することにも制度を発生、ま第24条の3 再委託の計話をのよりでは、ま第24条の3 再委託の計話をのは、本工をは、ないずのでは、ないが、のは、ないが、のは、ないが、のは、ないが、のは、ないが、のは、ないが、のは、ないが、のは、ないが、は、ないが、は、ないが、は、ないが、は、ないが、は、ないが、は、ないが、は、ないが、は、ないが、は、ないが、は、ないが、は、ないが、は、ないが、ないが、は、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが | 建築士法第24条の3 再委託の制限については、建設JVには設計企業が含まれていませんので、建設JVからの委託は該当しないと考えています。 |
| 50 | 別紙2 | 1.2  |     |     |        | リスク分担表<br>契約締結 | 共通「契約締結」の項目の内、契約締結の<br>遅延について、貴市と事業者の協議が整わな<br>いことに起因する遅延・中止の扱いをご教示<br>ください。  | 公募要項等で示します。  |
| 51 | 別紙2 | 1.10 |     |     |        |                | 共通「見学者対応」の項目について、「施設の劣化又は維持管理の不備によって見学者が怪我をした場合」が全て事業者の負担と読み取れます。既設流用施設および既設流用可能施設の内、事業者にて予見できない内容のものは対象外との理解でよろしいでしょうか。  | 事業者が施設維持管理業務を適切に行って<br>いたにも関らず、予見出来なかった内容に<br>ついては、協議を行い決定します。       |
| 52 | 別紙2 | 1.5  |     |     |        | リスク分担表<br>社会   | 共通「第三者賠償」の項目の内、帰責事由<br>が特定できないもののリスクは貴市の負担<br>との理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。事業者の責めに帰す<br>べき事由によるもののみ事業者の負担とな<br>ります。                   |

| No | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細項目 | 項目名          | 意見内容  | 意見への回答                                     |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|---|--|
| 53 | 別紙2 | 1.5 |     |     |     | リスク分担表社会     | 「本市の責めに帰すべき事由による」は、<br>「運転管理業務 ( 監視のみ) 対象施設」<br>において貴市が行う業務や事業者に対する<br>運転操作の指示等に起因する損害を含むと<br>の理解で宜しいでしょうか。     | ご理解のとおりです。                                 |
| 54 | 別紙2 | 1.5 |     |     |     | リスク分担表<br>社会 | 共通「住民対応」の項目の内、本施設の設置に伴う住民反対運動により要求水準に示される以上の仕様を要求された場合のリスクは貴市負担との理解でよろしいでしょうか。                                  | ご理解のとおりです。                                 |
| 55 | 別紙2 | 1.5 |     |     |     |              | 「運転管理業務 ( 監視のみ) 対象施設」において貴市が行う業務や事業者に対する運転操作の指示等に起因する住民反対運動・要望は、貴市のリスク負担との理解で宜しいでしょうか。                          | ご理解のとおりです。                                 |
| 56 | 別紙2 | 1.5 |     |     |     | リスク分担表社会     | 「本市が行う業務」は、「運転管理業務(<br>監視のみ) 対象施設」において、貴市が行<br>う業務や事業者に対する運転操作の指示等<br>を含むとの理解で宜しいでしょうか。                         | ご理解のとおりです。                                 |
| 57 | 別紙2 | 1.5 |     |     |     | リヘクガ担衣       | 共通「環境問題」の項目の内、「事業者が行う業務(調査、工事、維持管理等) に起因する環境の悪化」は事業者の負担となっていますが、貴市の要求に基づいた事業者の提案、業務に起因するものは貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。 | 提案内容を本市の要望により変更し環境が<br>悪化した場合は、本市の負担と考えます。 |

| No | ページ | 大項日 | 中項目 | 小項日 | 細項日 | 項目名            | 意見内容   | 意見への回答   |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|----------------|--|--|
|    | 別紙2 |     |     |     |     | リスク分担表制度関連     | 共通「法制度」の項目の内、「本事業に係る法制度の新設、許認可の新設・変更」は<br>貴市が主負担であり、「上記以外のもの」<br>は事業者負担とされていますが、どのよう<br>な法律を想定されているかご教示願いま<br>す。 | 「本事業に関わる法制度の新設、許認可の新設・変更」で想定する法令は要求水準書(案)P4(9)アに記載のものを主として想定しております。「上記以外のもの」については、本事業に直接影響のないもの(法令の変更等により、事業者負担が直接生じないもの)を想定しています。 |
| 59 | 別紙2 | 1.4 |     |     |     |                | 税制度に記載の「法人事業税、法人住民税<br>等の事業者の利益に関する税の新設・変<br>更」以外の税の新設・変更は、消費税同<br>様、貴市の負担と考えてよろしいでしょう<br>か。                     | ご理解のとおりです。   |
| 60 | 別紙2 | 1.4 |     |     |     | リスク分担表<br>制度関連 | 別紙2のリスク分担表に示されている、法制度のうち、本事業に関わる法制度・許認可の新設・変更については事業者が従負担(▲)となっています。<br>具体的にどのようなリスク負担を想定しておられますでしょうか。           | 水道事業変更認可等の申請に伴う資料作成<br>等を想定しています。  |
| 61 | 別紙2 | 1.4 |     |     |     | リスク分担表<br>制度関連 |  | ご理解のとおりです。ただし、関係資料の作成に遅れが生じた等、事業者の責めに帰すべき事由によるものについては、協議事項となります。   |
| 62 | 別紙2 | 1.8 |     |     |     | リスク分担表<br>保険   | 共通「保険」の項目について、保険の付保<br>範囲は、建設工事段階では当該範囲を対象<br>とし、施設維持管理段階では、P. 4図-1の<br>内、赤枠範囲内との理解でよろしいでしょ<br>うか。               | ご理解のとおりです。   |

| No | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細項目 | 項目名          | 意見内容  | 意見への回答   |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|---|--|
| 63 | 別紙2 | 1.8 |     |     |     | リスク分担表<br>保険 | 共通「保険」の項目について、全てが事業者の負担と読み取れます。貴市で加入される保険は無いとの理解でよろしいいでしょうか。 ( 他自治体では、建物や火災保険等はコスト面から発注者で共済保険等に加入される例も聞き及んでおります。)                                       | 1. (公社)全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済<br>2. 市の責めによるものが対象となる(公社)日本水道協会の日本水道協会水道賠償責任保険に加入予定です。                 |
| 64 | 別紙2 |     |     |     |     | リスク分担表       | 安全確保において、新型コロナウィルス感染対策も事業者負担との記載となっていますが、事前に、貴市と協議させて頂く場を設けさせて頂き、新型コロナウィルス感染対策で、貴市に了承をとった内容で、事業者側が一定の感染予防策を講じていた状況の場合、リスク分担の内容に関して協議の場を設けて頂く形に出来ないでしょうか | 新型コロナウイルス感染症対策について、本市が了承した内容で、事業者側が一定の感染予防策を講じていた状況の場合、リスク分担の内容に関して協議に応じます。                        |
| 65 | 別紙2 |     |     |     |     | リスク分担表       | 法制度における「本事業に関わる法制度・<br>許認可の新設・変更」の部分で、事業者に<br>▲が表示されていることは、何を想定し<br>て、▲としているのかご教示願います。  | 水道事業変更認可等の申請に伴う資料作成<br>等を想定しています。  |
| 66 | 別紙2 |     |     |     |     | リスク分担表       | 法制度における「本事業に関わる法制度・<br>許認可の新設・変更」以外のものが、事業<br>者負担となっていますが、想定出来ない内<br>容も多々あるため、不可抗力に近い形を想<br>定すると、事業者負担では無いと考えます<br>が、事業者負担としている意図をご教示願<br>います。          | 法制度における「本事業に関わる法制度・<br>許認可の新設・変更」以外のものは、本事<br>業に直接影響のないものを想定していま<br>す。事業者負担を伴うものについては、協<br>議に応じます。 |
| 67 | 別紙2 |     |     |     |     | リスク分担表       |   | 事業者が行う業務に対する住民反対運動・<br>要望に関わるものについては、事業者の主<br>負担によるものと考えています。                                      |

| No | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細項目 | 項目名    | 意見内容  | 意見への回答   |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|---|--|
| 68 | 別紙2 |     |     |     |     | リスク分担表 |   | 想定外業務・不可抗力に関しては、一定の<br>金額・割合までは事業者の負担と考えてい<br>ます。詳細については、公募要項等で示し<br>ます。 |
| 69 | 別紙2 |     |     |     |     |        | 想定外業務につきまして、一定の金額・割合までは事業者が負担とありますが、具体<br>的な金額・割合をご教示願います。    | 公募要項等で示します。  |
| 70 | 別紙2 |     |     |     |     | リスク分担表 | 方の責めに帰すことのできない事由の場合、事業者の一部負担になるのでしょうか。                        | 公募要項等で示します。  |
| 71 | 別紙2 |     |     |     |     | リスク分担表 | 不可抗力につきまして、一定の金額・割合<br>までは事業者が負担とありますが、具体的<br>な金額・割合をご教示願います。 | 公募要項等で示します。  |
| 72 | 別紙2 |     |     |     |     |        | 物価につきまして、一定の金額・割合まで<br>は事業者が負担とありますが、具体的な金<br>額・割合をご教示願います。   | 公募要項等で示します。  |

| No | ページ | 大項目     | 中項目            | 小項目   | 細項目 | 項目名         | 意見内容   | 意見への回答   |
|----|-----|---------|----------------|-------|-----|-------------|--|--|
| 73 | 別紙2 |         |                |       |     |             | 見学者対応において、受注前に事業者に<br>て、現地見学等をさせて頂き、リスク分界<br>点を明確にする等した場合、事業者負担、<br>貴市負担の対応方法を協議する場を設けて<br>頂く形でお願い出来ないでしょうか。 | 見学ルートは事業者提案としていますが、<br>老朽化等により危険性がある施設・場所を<br>見学ルートとする想定はありません。ま<br>た、事業者が施設維持管理業務を適切に<br>行っていたにも関らず、予見出来なかった<br>内容については、協議を行い決定します。 |
| 74 | 別紙2 |         |                |       |     |             | 物価に関して、契約締結日を比較対象として、物価変動の協議をする形にして頂けないでしょうか。  | 公募要項等で示します。  |
| 75 |     |         |                |       |     | 意見書の取<br>扱い | 本意見書及び回答は、契約書の一部として<br>取り扱われるとの認識でよろしいでしょう<br>か。   | 本意見書及び回答は、契約書の一部として<br>取り扱いません。今回の実施方針等に関す<br>る意見・質問への回答を経て公表された公<br>募要項等の質問の受付及び回答を予定して<br>おりますので、そちらを契約書の一部とし<br>て取り扱う予定です。        |
| 76 |     | 別紙<br>2 | リス<br>ク分<br>担表 | 1. 15 |     | 物価          | 事業期間中の物価変動に係る指標について<br>提示頂きたい。   | 公募要項等で示します。  |
| 77 |     |         |                |       |     |             | 本意見書では、実施方針の内容に関する意見に加え、理解不足等を防ぐための確認事項についても記載させて頂きました。併せてご確認頂きたく存じます。                                       |  |